



# 鳥取県公報

平成 28 年 2 月 16 日 (火)  
第 8 7 7 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (101) (広報課) . . . . . 2  
生活保護法による居宅介護支援事業の休止の届出 (102) (福祉保健課) . . . . . 2
- ◇ 教委告示 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関  
(3) (いじめ・不登校総合対策センター) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第101号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称                          | 調査審議する事項                 | 設置期間                  | 庶務担当機関 |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------|--------|
| 平成27年度鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル審査会 | 基幹的情報発信業務に係る受託者の選定に関する事項 | 平成28年2月23日から同年3月23日まで | 広報課    |

## 鳥取県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から、居宅介護支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称            | 主たる事務所の所在地    | 居宅介護支援事業所の名称    | 居宅介護支援事業所の所在地   | 休止年月日       |
|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 社会福祉法人地域でくらす会 | 米子市西倉吉町83-3   | いくのさん家居宅介護支援事業所 | 鳥取市吉方温泉一丁目252-1 | 平成27年12月31日 |
| てのひら株式会社      | 鳥取市福部町細川676-8 | 居宅介護支援事業所ことのほ   | 鳥取市新40          | 平成28年1月1日   |

# 教 育 委 員 会 告 示

## 鳥取県教育委員会告示第3号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年2月16日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

| 名称            | 調査審議する事項    | 設置期間                   | 庶務担当機関          |
|---------------|-------------|------------------------|-----------------|
| 鳥取県いじめ問題調査委員会 | いじめ問題に関する事項 | 平成28年2月16日から同年12月31日まで | いじめ・不登校総合対策センター |